発電用又は送配電用のもの
小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）　三〇
その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）　五七
汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）　四一
送電用のもの
地中電線路　二五
塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線　三六
配電用のもの
鉄塔及び鉄柱　五〇
鉄筋コンクリート柱　四二
木柱　一五
配電線　三〇
引込線　二〇
添架電話線　三〇
地中電線路　二五
電気通信事業用のもの
通信ケーブル
光ファイバー製のもの　一〇
その他のもの　一三
地中電線路　二七
その他の線路設備　二一
放送用又は無線通信用のもの
鉄塔及び鉄柱
円筒空中線式のもの　三〇
その他のもの　四〇
鉄筋コンクリート柱　四二
木塔及び木柱　一〇
アンテナ　一〇
接地線及び放送用配線　一〇
農林業用のもの
主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの　一四
果樹棚又はホップ棚　一七
その他のもの　一四
主として金属造のもの　五
主として木造のもの　一〇
土管を主としたもの　八
その他のもの

広告用のもの　二〇
金属造のもの　一〇
その他のもの
競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの
スタンド
主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの　四五
主として鉄骨造のもの　三〇
主として木造のもの　一〇
競輪場用競走路
コンクリート敷のもの　一五
その他のもの　一〇
ネット設備　一五
野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設　三〇
水泳プール　一〇
その他のもの
児童用のもの
すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの　一〇
その他のもの　一五
その他のもの
主として木造のもの　一五
その他のもの　三〇
緑化施設及び庭園
工場緑化施設　七
その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）　二〇
舗装道路及び舗装路面
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの　一五
アスファルト敷又は木れんが敷のもの　一〇
ビチューマルス敷のもの　三
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）　八〇
水道用ダム　七五
トンネル　六〇
橋　五〇
岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム　四五
乾ドック　三五
サイロ